原産地規則説明会資料 平成29年6月



経済連携協定(EPA)に係る 原産地規則の概要

- 輸入食品を中心に -

東京税関業務部総括原産地調査官

本日の説明事項

- 1. 経済連携協定の現状
- 2. 原産品に関する原則的規定
- 3. 食品にみられる規則
- 4. 原産地規則の手続的規定
- 5. 原産地認定のケーススタディ

- 1. 経済連携協定の現状
 - (1) 進捗状況
 - (2) 各関税率の例
 - (3) 関税上の特恵待遇

1. 経済連携協定の現状 (1)進捗状況

各国との交渉中EPAの進捗状況(2017.1時点)

日本は、2002年に発効した日シンガポールEPA以降、これまで15のEPAを発効

各国とのEPAの進捗状況

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
韓国(注1)			12月													>
GCC(注1)						F										>-
カナダ(注1)									3.	1		11月				-
ASEAN(注2) (投資・サービス)									1	0月						
コロンビア										11月		12月				
日中韓								5	月 三			3 =				
EU								4 F	\geq			45				
RCEP(注3)									9月>							
トルコ											11月∑			12 ,		

※発効又は署名済みEPA

シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効	
メキシコ	2005年 4月発効(2012年4月改定)	スイス	2009年 9月発効	
マレーシア	2006年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効	
チリ	2007年 9月発効	インド	2011年 8月発効	
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年 3月発効	
インドネシア	2008年 7月発効	豪州	2015年 1月発効	
ブルネイ	2008年 7月発効	モンゴル	2016年 6月発効	
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP(注4)	2016年 2月署名(未発	Ě効)

: 共同研究等

: 交渉

(注1)日韓EPA、GCC(*)、日カナダ経済連携協定:交渉延期中又は中断中

(*)GCC(湾岸協力理事会): アラブ首 長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、 サウジアラビア、バーレーン(計6か国)

(注2)ASEANとの日ASEAN包括経済 連携協定は、物品貿易については署名・ 発効済(インドネシアとの間では未発効) であるが、投資・サービスについては、 2010年から交渉中。

(注3)RCEP(東アジア地域包括的経済 連携): ASEAN加盟国(インドネシア、カ ンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、 ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャン マー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、 ニュージーランド、インド(計 16か国)

(注4)TPP(環太平洋パートナーシップ):シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

これらEPA発効国・地域 との貿易については、 EPA税率の適用が可能 1. 経済連携協定の現状 (2) 各関税率の例

ナット調製品の関税率の例

	税番	品名	MFN税率 Most-Favored-Nation Treatment =最惠国待遇※ GSP税率 Generalized System Preferences=一般特惠制度		EPA税率 <u>E</u> conomic <u>P</u> artnership <u>A</u> greement = 経済連携協定				
200	8.19-191	ナット調製品 (品名は簡略的な記載であり、 実行関税率表とは異なる。)	11%	5.5% (LDC FREE) Least Developed Countries =後発開発途上国	FREE (タイ)	1% (アセアン)	1% (ベトナム)		

※最恵国待遇=WTO協定加盟国は他の全加盟国の同種の産品について同じ関税率を適用

1. 経済連携協定の現状 (3)関税上の特恵待遇

関税上の特恵待遇

貨物の輸入に際し、<u>一般の関税率よりも低い関税率</u>が適用されること

(例)日タイEPA第18条 関税の撤廃

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書 1の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した<u>他方</u> <u>の締約国の原産品について</u>、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃 し、又は引き下げる。
- →日本が約束した関税の撤廃又は引き下げは、タイ原産品 について 適用される。

日タイEPAに基づいて適用される税率も「特恵税率」という。

1. 経済連携協定の現状 (3) 関税上の特恵待遇

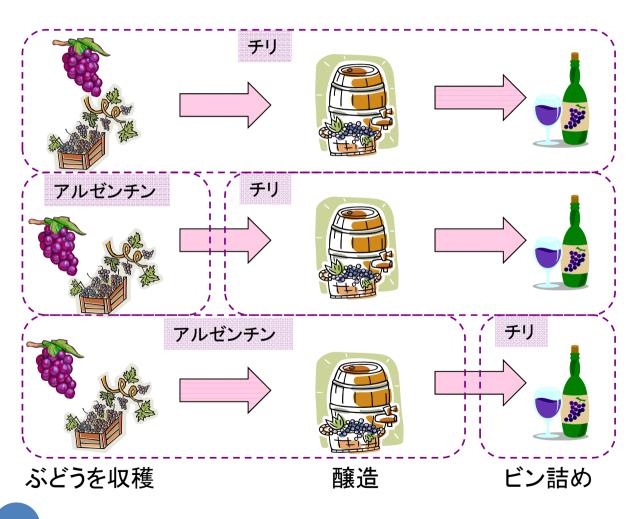
関税上の特恵待遇

貨物の輸入に際し、一般の関税率よりも低い関税率が適用されること

- 一般特恵(GSP)に基づく税率 開発途上国の原産品に対して、一般の関税率よりも 低い一般特恵税率を適用。
- 経済連携協定(EPA)に基づく税率
 EPA締約国の原産品に対して、一般の関税率よりも低いEPA税率を適用。

- 2. 原産品に関する原則的規定
 - (1) 原産品とは?
 - (2) 特恵税率適用のための条件
 - (3) 原産地基準
 - (4) 原産品に関する救済的規定

特恵税率を適用する相手国の産品とは?



チリから輸入されたワイン といっても、材料や製造工 程に着目するといろいろな ものがありえる。



EPAによる特恵税率の 対象となる<u>相手国の</u> <u>ワイン</u>とは何か決めて おく必要がある。



原産地基準を定め、原産地基準を満たす原産品のみを特恵税率適用の対象とする。

2. 原産品に関する原則的規定 (1)原産品とは?

「原産地」とは、

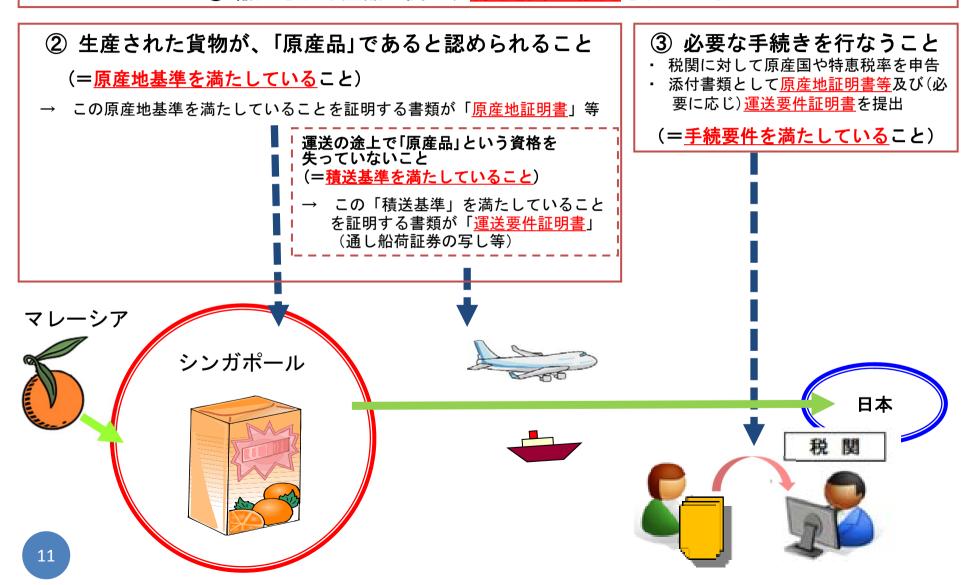
- ①ひとりで勝手に「決まる」ものではなく、
- ②ある目的(政策目的)を達成するために(当該目的を達成することができるように)「決める」ものである。

生産国=原産国でない 場合がある。

2. 原産品に関する原則的規定 (2)特恵税率適用のための条件

特恵税率適用のための条件

① 輸入される産品に関し、特恵税率が設定されていること



2. 原産品に関する原則的規定 (2)特恵税率適用のための条件

"EPA特恵税率が設定されていること"の確認

- 手順1 関税分類番号の確認
 - 輸入しようとする産品の

関税分類番号「HS番号及び統計細分」を確認

HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号

6桁まであり、同条約締結国間で共通。

類(2桁) - - - (例)第20類

項(4桁)・・・(例)第20.01項

号(6桁)•••(例)第2001.10号

6桁以降は各国別の統計細分であり、 日本の場合は3桁で設定。 HS6桁に細分3桁を加えた9桁を

統計番号という。

統計番号(9桁) ••• (例) 2001.10-200

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

	389 2.0	瀬 戸	学楽、果美、ナットその他植物の部分の調製品	
	統計器	号		Ī
	Statistical	code	品名	l
	番号		Description	ı
	H.S. code			I
	20.01		食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果	I
			実、ナットその他植物の食用の部分	ı
	2001.10		きゆうり及びガーキン	ı
λ		100	1 砂糖を加えたもの	ı
		200	2 その他のもの	ı
	2001.95		その他のもの	I
			1 砂糖を加えたもの	ı
		110	(1)パパイヤ、ポポー、アポカドー、グアバ、ドリアン、	ı
Z			ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータ	ı
			ン、ジャンポ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、	ı
			シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルー	ı
			ツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマ	ı
			ンゴスチン	ı
		120	(2)スイートコーン	ı
		130	(3)ヤングコーンコブ	I
		140	(4)その他のもの	ı
			2 その他のもの	I
		210	(1)パパイヤ、ポポー、アポカドー、グアバ、ドリアン、	۱
			ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータ	۱
			ン、ジャンポ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、	ı
			シュガーアップル、カスターアップル、バッションフルー	1

2. 原産品に関する原則的規定 (2) 特恵税率適用のための条件

"EPA特恵税率が設定されていること"の確認

手順2 EPA特恵税率の確認

設定されていない品目が あることに注意!!

調養支料品、飲料、アルコール、支酢、たばこ及び製造たばこ代用品

-	A SHOP OF REAL PROPERTY.	

		楽、条典、アフトでの指揮機の動力の開発性									
統計算 Statistical		84			開稿車 Teriff rate						
事号 HS: code		Description	基本 General	質定 Temporary	WTO協定 WTO	神楽	MSN 等車	A Strangers	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	71) Chile
20.01		食跡又は酢酸により開製し又は保存に達する処理をした野菜、果 実、ナットその物植物の食用の部分							\ \		
2001.10		きゆうり及びガーキン									
	100	1 砂糖を加えたもの	12%		(198)	12%	● 8 3	M 81	4982	₩ 82.	## Rt
	200	2 その他のもの	12%		(12%)	9%	₩ 83	## 82	A 88	● 83	₩ 82
2001.90		その他のもの						1000000			1000000
		1 砂糖を加えたもの							I V	_	
	110	ンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャン	10%		7.5%	3.85	#8	₩ 83		₩ 83	** 8
		ポ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップ ル、カスターアップル、パッションフルーウ、ランソム、サ							li i		
		ワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴステン									
	120	(2)スイートコーン	17.5%		10.5%		₩ 83	## R2		● 83	₩ 83
	130	(3)ヤングコーンコブ	28%		16.8%		₩ 83	5.3%		4.2%	5.2%
	140	2 その他のもの	15%		(15%)	12%	#8	₩ 83	***	₩ 82.	#R
	210	(1)/10代イヤ、ボボー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリ ンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの賞、ランブータン、ジャン ボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップ ル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サ	10%		es	2%	₩8	₩8		₩ 8	₩8
		ワーサップ及びレイシ (2)マンゴー及びマンゴスチン				25	44.00	44.52			
	220	(2)インコー変けインコステン	95		65	45	₩ (2)	MT 04		₩ 82 ₩ 82	₩ R2

物品を日本に輸入する場合のEPA特恵税率は、税関のウェブサイトの 「実行関税率表」で調べることができます。 (税関ウェブサイト 実行関税率表) http://www.customs.go.jp/tariff/ 2. 原産品に関する原則的規定 (3)原産地基準

原産地基準3つのカテゴリー

日タイEPA 第28条 原産品

- 1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。
- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、 2に定めるもの 完全生産品
- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産 される産品 原産材料のみから生産される産品
- (c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

2. 原産品に関する原則的規定 (3)原産地基準

原産地基準3つのカテゴリー

(a) 完全生産品

材料をどこまで遡っても 原産材料のみ

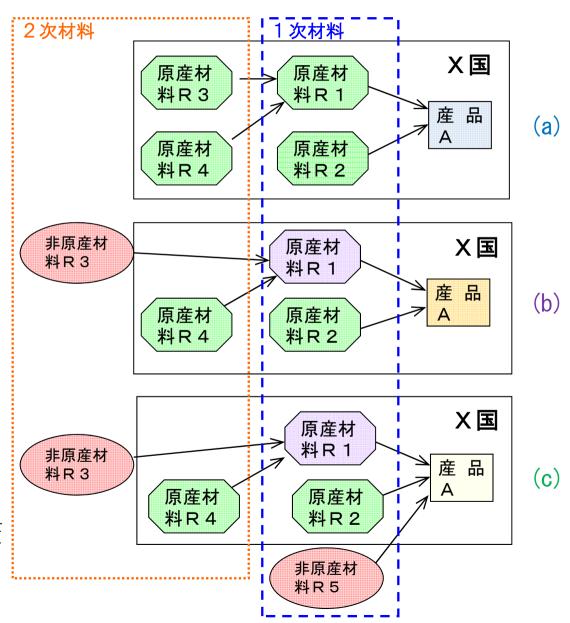
> (b) 原産材料のみから 生産される産品

材料の材料(2次材料)の うち、少なくとも1つは 非原産材料

> (c) 実質的変更基準を 満たす産品

材料(1次材料)のうち、 少なくとも1つは非原産 材料

(注)協定上「1次材料」、「2次材料」の定義はないが、本説明においては、便宜上、産品の生産に直接使用される材料を1次材料、1次材料の生産に直接使用される材料を2次材料と呼ぶこととする。



完全生産品

日タイEPA第28条2



(a) 生きている動物であって、 タイにおいて生まれ、かつ、 成育されたもの





(b)タイにおいて狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物 (捕獲野生動物等)



(c)タイにおいて生きている 動物から得られる産品 (牛乳、卵等)



(d)タイにおいて収穫され、 採取され、又は採集される 植物及び植物性生産品 (切り花等)



(e)タイにおいて抽出され、 又は得られる鉱物その他の 天然の物質 (原油等)



(f)タイの船舶(定義あり)により、タイ及び日本の領海外の 海から得られる水産物その他 の産品

(公海で捕獲した魚等)

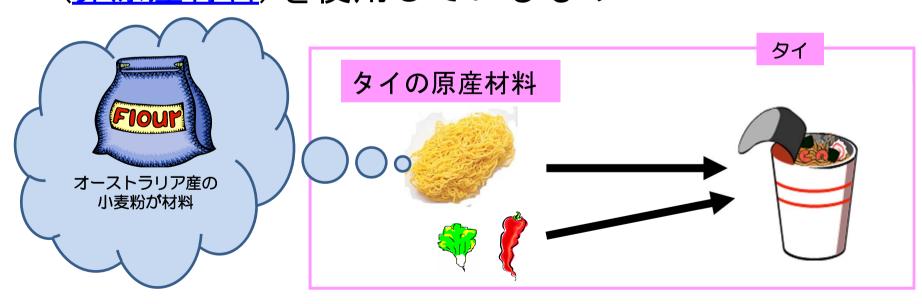
(g)~(k) 略



(1)タイにおいて(a)から(k) までに規定する産品のみから 得られ、又は生産される産品 ((a)に該当する牛を屠殺し て得られた牛肉等) 2. 原産品に関する原則的規定 (3)原産地基準

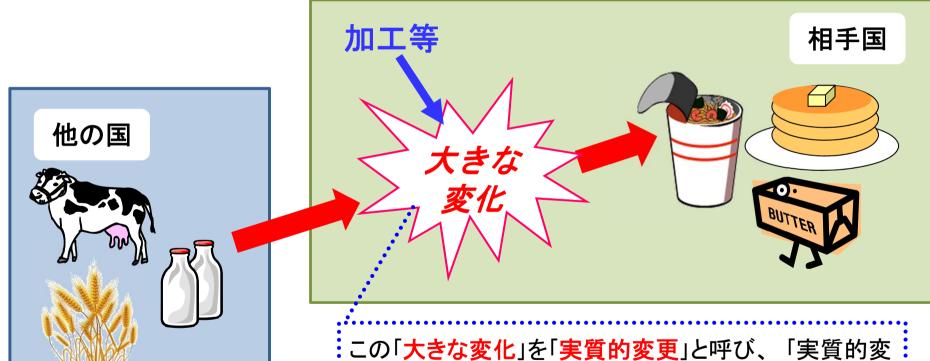
原産材料のみから生産される産品

生産に使用された材料はすべて<u>原産材料</u>であるため、外見上は1ヵ国で生産・製造が完結しているように見えるが、<u>原産材料の材料</u>に他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの



実質的変更基準を満たす産品

他の国の材料(非原産材料)を直接使用し、「大きな変化」を伴う加工が行われ製造された物品。



この「大きな変化」を「実質的変更」と呼び、「実質的変更」が起こった国を原産地とする考え方を「実質的変更基準」と呼ぶ。

そして、このような産品を「**実質的変更基準を満た** す産品」と呼ぶ。

(非原産材料)

2. 原産品に関する原則的規定 (3)原産地基準

実質的変更基準の種類

• 関税分類変更基準

すべての非原産材料と産品の関税分類番号に特定の変化があれば、 実質的変更があったとする基準

• 付加価値基準

付加された価値が、ある基準以上であれば、実質的変更があったとする基準

• 加工工程基準

<u>非原産材料</u>に特定の加工工程がほどこされれば、実質的変更があったとする基準

⇒<u>これらの基準は、EPAの「品目別規則」(例えば、日タイEPA附属書2)</u> に規定されている。

品目別規則

非原産材料が使用されている産品について、その国の原産品として認められるために必要なルール(※)をHS番号毎に具体的に表したもので、EPA毎に定められている。

なお、形式はEPA毎に異なっている。

※関税分類変更基準、付加価値基準及び加工工程基準のこと

Н 番号) E 食酢又は酢酸により えの 部分の 又は保存に適する処理を

CC(第七類又は第

ル

品目別規則

※日アセアンEPA品目別規則に 記載される略号の例

CC(Change of Chapter) →2桁(類)の変更

CTH(Change of Tariff Heading) →4桁(項)の変更

CTSH(Change of Tariff Subheading) →6桁(号)の変更

統一システムの関税分類の変更であって二桁番号の水準にお このことは、

一般ルール

品目別規則に規定のない産品は、協定本体に規定 された共通するルールを適用する。

	一般特恵	日アセアンEPA 日スイスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
一般ルール	他の項の材料からの変更	他の項の 材料からの 変更 <u>又は</u> 付加価値 40%以上	他の号の 材料からの 変更 <u>及び</u> 付加価値 35%以上	全ての産品について品目別規則が規定されているため 一般ルールは存在しない

2. 原産品に関する原則的規定 (4)原産品に関する救済的規定

累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日タイEPA 第2009.11号-第2009.49号 品目別規則

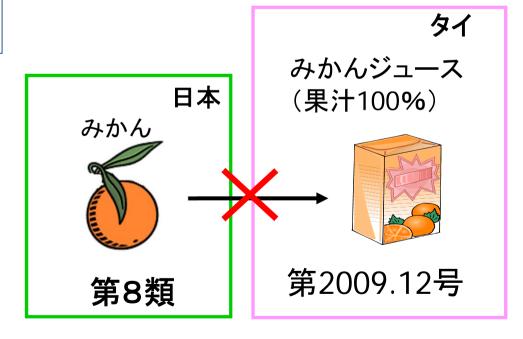
第2009.11号から第2009.49号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第8類の材料からの変更を除く)

非原産材料のみかん(第8類)が<u>品目</u> 別規則を満たしていない 製品はタイの原産品とは認められない。



みかんが日本の原産品の場合、累積の考え方を適用して、タイの原産材料と みなすことが可能となり、その結果、 製品は日タイEPA上のタイの原産品 と認められる。

タイ原産品の資格を獲得し易いという 大きなメリットがある。



※原産地証明書に「ACU」の記載が必要

2. 原産品に関する原則的規定 (4)原産品に関する救済的規定

僅少の非原産材料

関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

日タイEPA 第2103.20号 品目別規則

他の類の材料からの変更 (第7類又は第20類の材料からの変更を除く)

非原産材料の玉ねぎ(第7類)が<u>品目別規</u> <u>則を満たしていない</u>ことから、製品はタイ の原産品と認められない。

たまねぎの価額はトマトケチャップの価額 の<u>5%</u> ← 日タイEPAの場合、7%以下 なら僅少の非原産材料の規定が適用可能

製品は日タイEPA上の原産品と認めることが可能となる。

 第7類
 第100

 第25類
 第7類

 塩
 ¥2

※原産地証明書に「DMI」の記載が必要

参考

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

日シナガナール X 産品の下のB価額の7%以下 X 産品の下のB価額の7%以下 X X 産品の取引価額の10%以下(※) X 産品の取引価額の10%以下(※) X 産品の取引価額の10%以下(※) X 産品の下のB価額の10%以下 X X X X X X X X X	23類 第24類	第22類 第23類	第21類	第20類	第19類	第18類	第17類	第16類	第15類	第10類~	第9類	第4類~	第2類	第1類	
E					NIW	NW	70-174	2020		第14類	AI- AR	第8類	第3類	20-7A	
日マレーシア 日ア・レーシア 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		×	曲額の/%以下	産品のFOB1			**								日シンガボール
日子リ		«)	頁の10%以下(※	産品の取引価 額	産			×	※)	10%以下(ロメインコ				
日チリ							×								日インドネシア 日ブルネイ
1803.10. 1803.20. 1803.20. 1803.20. 1803.20. 1805.00: 産品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の10%以下 を品のFOB価額の10%以下 2103.90: 産品のFOB価額の10%以下 を品のFOB価額の10%以下 2103.90: 産品のFOB価額の10%以下 を品のFOB価額の10%以下 を品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の10%以下 その他:× その他:× を品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の7%以下 その他:× を品のFOB価額の7%以下 その他:×		×	価額の7%以下 3	産品のF0B価 額の10%以下 2008.92以 外:産品のF0B	産品の FOB価 額の7% 以下										日チリ
日アセアン包括 大 1803.20, 1805.00: 産品のFOB価額の10%以下 全品のFOB価額の10%以下 全品のFOB価額の10%以下 その他:× その他:× その他:× 日スイス 日スイス 日スイス 産品のFOB価額の10%以下 を品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の10%以下 を品のFOB価額の10%以下 を品のFOB価額の10%以下 を品のFOB価額の10%以下 を品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の10%以下 その他:× その他:× を品のFOB価額の7%以下 2101.11, 2101.20, 2207.10, 2207.20:× 産品のFOB価額の7%以下 を品のFOB価額の7%以下 を品のFOB価額の7%以下 2007.20:× 産品のFOB価額の7%以下 2007.20:×		頭の7%以下	産品のFOB価額							×					日タイ
度品の工場渡し価額の7%以下 1803.10, 1803.20, 1805.00: 産品のFOB価額の10%以下 1805.00: 産品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の10%以下 その他:× を品のFOB価額の7%以下 2103.90: 産品のFOB価額の7%以下 を品のFOB価額の7%以下 その他:× を品のFOB価額の7%以下 2101.11, 2101.20, 2207.10, 2106.10, 2106.10, 2106.90:× を品のFOB価額の7%以下 2106.90:× 全品のFOB価額の7%以下 2106.90:× 全品のFOB価額の7%以下 2106.90:× 全品のFOB価額の7%以下 2207.20:× 全品のFOB価額の7%以下 2106.90:× 全品のFOB価額の7%以下 2106.90:× 全品のFOB価額の7%以下 2106.90:× 全品のFOB価額の7%以下 2106.90:× 全品のFOB価額の7%以下 2106.90:× 2207.20:× 全品のFOB価額の7%以下 2106.90:× 2207.20:× 22	io ×		産品のFOB 価額の7%以下			1803.20, 1805.00: 産品のF0B価 額の10%以下	×			×				日アセアン包括	
日ベトナム × 度品のFOB価額の10%以下 × 度品のFOB価額の10%以下 × 度品のFOB価額の10%以下 その他:×							「場渡し	産品の「							日スイス
1604.20, 産品の FOB価 1605.20, FOB価 1605.90:× 産品のFOB価額の7%以下 2106.10, 2106.90:× 産品のFOB価額の7%以下 2106.90:×	io ×		産品のFOB 価額の7%以下			1803.10, 1803.20, 1805.00: 産品のFOB価 額の10%以下	×	産品のFOB価		×	0901.22: 産品のFOB価 額の10%以下	j	×	:	
程の7%以下 その他:産品の その他:産品の FOB価額の7% 以下 FOB価額の7% 以下 7%以下 7%以下 7%以下 7%以下 7%以下 7%以下 7%以下	2207.20:× 産品のFOB価額 その他:産品の FOB価額の		2101.20, 2106.10, 2106.90:× その他:産品の FOB価額の	産品のFOB価額の7%以下			1605.20, 1605.90:× その他:産品の FOB価額の7%	産品の FOB価 額の7% 以下	FOB価 ※ 額の7%				日インド		
日ベルー 産品のFOB価額の10%以下(※) × 産品のFOB価額の10%以下(※)				産品のFOB価割	盾										日ペルー
産品のFOB価額の10%以下(※))	010%以下(※)	OB価額の	産品のF							日オーストラリア
直モンゴル 産品のFOB価額の10%以下(※)))10%以下(※)	OB価額 <i>₫</i>	産品のF							日モンゴル

- 3. 食品にみられる規則
 - (1) アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール
 - (2) 日インドEPAにおける農水産品の規則

3. 食品にみられる規則 (1)アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

①ココア粉(第18.05項)

日シンガポールEPA 第1805.00号 品目別規則

第1805.00号の産品への他の項の材料からの変更(非原産材料である第18.01項のカカオ豆を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。)

➤ 品目別規則を 満たす例 ミャンマー産 カカオ豆 マレーシ オ豆 オ豆

▶ 原産品と認め られない例 アフリカ産カカオ豆
ミャンマー産
カカオ豆



アセアン加盟国産以外のカカオ豆(第18.01項)を使用した場合、 日シンガポールEPA税率は適用できない。 3. 食品にみられる規則 (1)アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

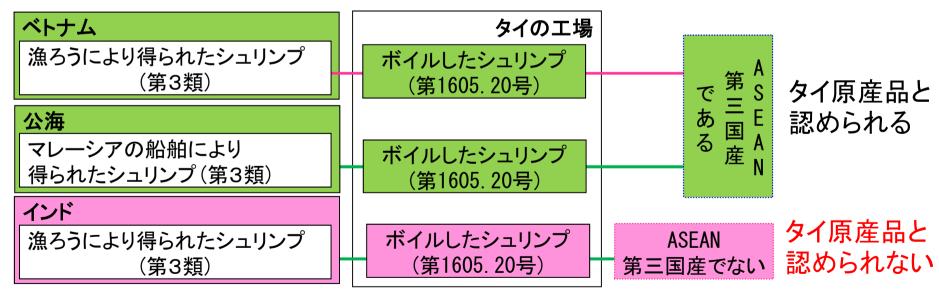
アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

②甲殼類調製品(第1605.20号)

日タイEPA 第1605.20号 品目別規則

日タイEPAの場合、HS番号は2002年版

他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)





アセアン加盟国産以外の魚(第3類)を使用した場合は、日タイEPA 税率は適用できない。

参考

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール等の比較対照表

HS番号	シンガ ポール	マレー シア	タイ	フィリ ピン	ブルネイ	インド ネシア	ベトナ ム
第4類		1	_	ı	0	_	_
第7類			0	_	_	_	_
第11類	_	_	_	_	0	_	_
第16類	0	0	0	_	0	_	_
第17類	_	_	_	_	0	_	_
第18-20 類	0	0	0	0	0	_	_
第29類	_	_	_	_	0	_	_

(注)〇印は対応する類に規則が存在することを表すだけであってその類のすべてが該当するものでない。

日インドEPAにおける農水産品の規則

日インドEPA 第03.01項-第03.07項 品目別規則

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること

日インドEPAでは、農産品(及び繊維製品)の品目別規則の多くは、加工工程基準で規定されている。



同様の規則が第1類から第25類、第29類、第35類、第38類、 第50類から第53類の一部の品目に規定されている。



上記品目のうち、第1類から第14類のすべての品目、第16類、第 21類、第22類、第25類、第50類から第53類の一部品目について は、僅少の非原産材料の枠も存在しないため、少しでも非原産 材料が使用されている場合は、産品は原産品と認められない。

- 4. 原産地規則の手続的規定
 - (1) 積送基準
 - (2) 税関における手続き

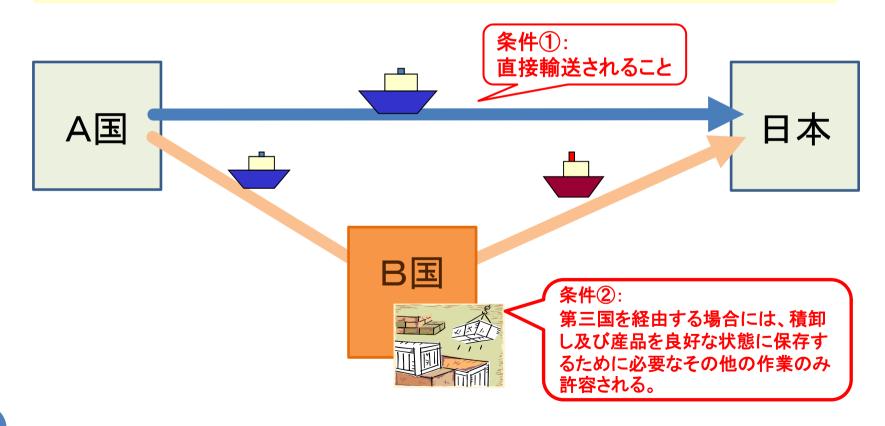
4. 原産地規則の手続的規定 (1) 積送基準

積送基準

積送基準とは

⇒貨物が日本に到着するまでに原産品としての資格を失って いないかどうかを判断する基準

以下のいずれかの条件を満たす場合、産品は原産品としての資格を保持する



4. 原産地規則の手続的規定 (2)税関における手続き

税関における手続き

特恵適用のための手続要件

- ✓ 原産地基準を満たした原産品であることを証明した又は申告する書類を提出すること
- ✓ 積送基準を満たしていることを証明した 書類を提出すること

Form AJ

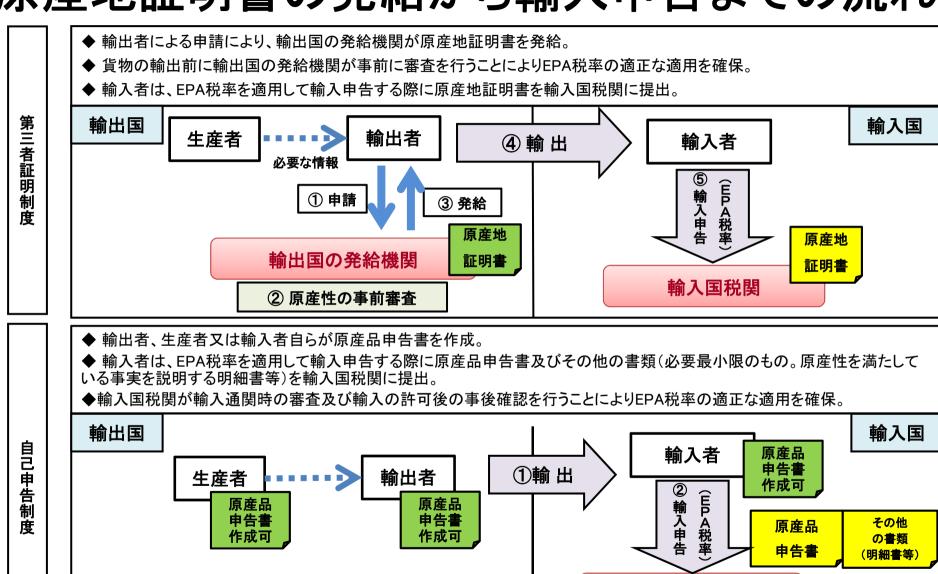
Form JTEPA

(第三国を経由して運送された場合)

- 4. 原産地規則の手続的規定 (2)税関における手続き
 - ◆原産地基準を満たしていることの証明
 - ① 第三者証明制度に基づく原産地証明書
 - → 商工会議所等の公的機関が証明する原産地証明書 (全てのEPAで採用)
 - ② 自己申告制度に基づく原産品申告書等
 - ➤ 輸入者等が自ら作成した輸入貨物が原産品である旨の申告書等 (日オーストラリアEPAで①と共に採用)
 - ③ 認定輸出者による原産地申告
 - 輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能
 (日スイスEPA、日ペルーEPA、改正日メキシコEPAで①と共に採用)

4. 原産地規則の手続的規定 (2)税関における手続き

原産地証明書の発給から輸入申告までの流れ



輸入国税関

③ 原産性の審査及び事後確認

35

4. 原産地規則の手続的規定 (2)税関における手続き

それぞれのEPA原産地証明書における必要的記載事項

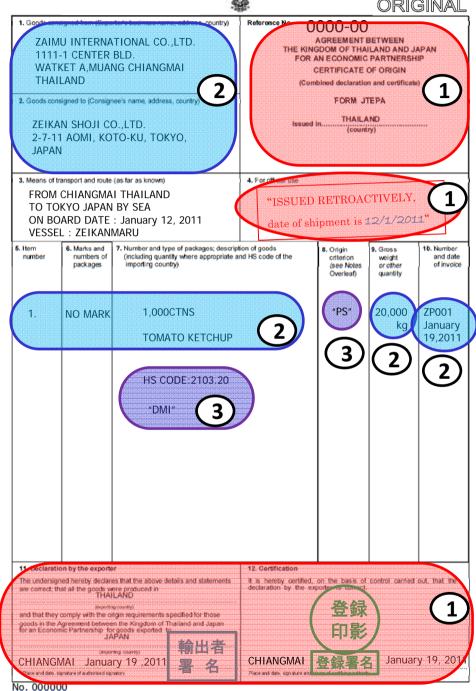


- 現在、我が国が締結しているEPA(15本)上の原産地証明書における必要的記載事項
- 記載に不備のない原産地 証明書を用意することが 大原則
- 税関ウェブサイトに掲載

http:/www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm



タ 発 給 タ P 原 產 地 証



- (1)真正性に係る項目
 - 〇様式
 - 〇印影 署名
 - 〇有効期間・遡及発給の記載
 - 〇修正・再発給の記載 等
- 2)同一性に係る項目
 - 〇品名、数量等
 - 〇インボイス番号、輸出入者名
 - 〇特別な品目・説明の記載 等
- 3 原産性に係る項目
 - OHS番号
 - 〇特恵基準 等

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名			アセアン包括	インド	インドネシア	オーストラリア	タイ	チリ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ペルー	マレーシア	メキシコ	モンゴル	一 般 特 恵
完全生産品			WO	Α	Α	WO	WO	Α	Α	Α	WO	(a)	Α	Α	Α	Р
	原産材料からなる産品		PE	В	В	PE	PE	В	В	В	PE	(b)	В	В	В	W+HS4桁
	一般ルールを 満たす産品 	HSコード4桁変更	СТН	B ※1		_	ı	_	_	-	СТН	_	_	_	1	W+HS4桁
実質的変 更基準を 満たす産 品		付加価値基準	RVC	В	_	_	_	_	_	_	LVC	_	_	_	_	_
		関税分類変更基準	СТС	В	С	PSR	PS	С	С	С	стс	(c)	С	С	С	W+HS4桁
		付加価値基準	RVC	В	С	PSR	PS	С	С	С	LVC	(c)	С	С	С	W+HS4桁
		加工工程基準	SP	В	С	PSR	PS	С	С	С	SP	(c)	С	С	С	W+HS4桁
その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製 品に係る「適性証明書」が必要)		l	ı	ı		ı	D	_	ı	ı	ı	_	D TPL	ı	_	
	累積		ACU	ACU	ACU	_ *2	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	_	ACU	ACU	ACU	_
適用する 場合記載	1中 /12//) 31- 1日 (正 /4/ 美).		DMI	DMI	DMI	_ **2	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	-	DMI	DMI	DMI	_
	代替性のある産品及び材料		_	FGM	FGM	_ *2	-	FGM	FGM	FGM	IIM	_	FGM	FGM	_	_

※1 日インドEPAの一般ルールはHS6桁変更 ※2 記載は必要だが、記号は定められていない

(注)日シンガポールEPA、日スイスEPAの各原産地証明書には記載されない。

(日オーストラリアEPAの)自己申告制度に基づく原産品申告書

- ◆ 輸入者が作成する場合には日本語での作成が可能。
- ◆ 通関業者が代理で作成することも可能。
- ◆ 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略可能。

<原産品	申告書の記載例>		税関様	式C第 5292 号
	原産品			
1 輸出	(経済上の連携に関する日本国と 者又は生産者の氏名又は名称及び住所	:オーストラリアと	の間の協定)	
1,000				
オー	·ストラリアワイン㈱ 〇〇〇 Burgess Cr	escent Belhus WA	6000	
1	2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番 土入書の番号及び日付並びに積送される貨物を 報(判明している場合)		番号 (6 桁、	4. 適用する原産性の基準(WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU)
1	フイン(750ml) , 000 カートン、4,500L、AB No. 1-1000 土入書番号・日付:No. AB00001、2015. 12. 1 /人(船荷証券):No. AB00001		第 2204. 21 号	PSR
5. その	他の特記事項		I	
	三国インボイス			
	のとおり、2. に記載する産品は、経済上 づくオーストラリアの原産品であることを申		本国とオースト	ラリアの間の協
作成者の 作成者の 代理人の	日 2015.12.5 D氏名又は名称 税関商事(株) D住所又は居所 東京都江東区青海 2-7-11 D氏名又は名称 財務ロジスティクス(株) D住所又は居所 東京都千代田区霞が関 3-1-	•	才務ロジス ティクス	
	品申告書の作成者(『●輸入者、□輸出者、□			

(1)必要的記載事項

- ・輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
- ・産品の概要(品名及び関税分類番号(HS2012年版)、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、 重量及び数量、適用する原産性の基準、適用する その他の原産性の基準)
- ・仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)
- ・本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は 署名(電子的な署名も可)

(2)様式、使用言語等

- ・税関様式C-5292を使用。(任意の様式の使用も可)
- ・日本語又は英語により作成。
- ・作成の日から1年間有効
- ・1回の輸入に適用。

(参照規定) 協定第3·16条、実施取極第2·3条 関税法基本通達68-5-11の3

ACU: 累積

(日オーストラリアEPAの)原産品であることを明らかにする書類

① 原産品申告明細書

- ◆ 明細書は輸入者が作成(通関業者が代理で作成することも可能)。
- ◆ 明細書に必要事項を記載し、これに明細書に記載された説明内容を確認できる書類を添付し提出

<原産品申告明細書の記載例>	税関様式 C 第 5293 号					
	告明細書					
1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001 2015. 12. 1						
2. 原産品申告書における産品の番号 [1]	3. 産品の関税分類番号 第 2204. 21 号					
4. 適用する原産性の基準 □WO □PE ☑PSR (☑CTC・□VA・□	SP · □DMI · □ACU)					
5. 上記 4.で適用した原産性の基準を満たすこと	の説明					
〈原材料〉 ①ぶどう (カベルネソービニヨン) (第 08.06 項):豪州ビクトリア州○○農場で収穫したもの (原産材料) ②ぶどう (メルロー) (第 08.06 項):豪州ビクトリア州○○農場で収穫したもの (原産材料) ③ぶどう (シラー) (第 08.06 項):豪州クイーンズランド州○○農場で収穫したもの (原産材料) ④酸化防止剤 (第 28.32 項):米国より輸入したもの (非原産材料)						
<製造工程> 豪州△△にある輸出者の工場において、上記 で、本品を製造する。	原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経					
	べき品目別規則(第 2204.21 号)は、「類変更(第 ある。本品は、上記原材料から上記製造工程を経 から豪州の原産品である。					
上記事実は別添の総部品表(材料一覧表)に. 6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 □生産者、□輸出者、■輸入者	よって確認することができる。					
7. その他の特記事項						
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事(株) 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は名所及び住所又は 財務ロジスティクス(株) 東京 作成 2015 年 12 月 5 日	は居所) 印又は署名					

(1)記載事項

- •仕入書の番号及び日付
- ・原産品申告書における産品の番号
- ・産品の関税分類番号(HS2012年版)
- ・適用する原産性の基準
- ・適用した原産性の基準を満たすことの説明

→次頁参照

- ・当該説明に係る証拠書類の保有者等
- ・明細書の作成者の情報と共に、当該者の印又は署名(電子的な署名も可)
- (2)様式及び使用言語
- •税関様式C-5293を使用。
- 日本語により作成。

(参照規定) 協定第3・17条2(c) 関税法基本通達68-5-11の4

(日オーストラリアEPAの)原産品であることを明らかにする書類

② 関係書類

◆ 明細書中の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」は、輸入される貨物や使用される原産地 基準によって異なるが、以下のような資料に基づいて原産性を満たしている事実を記載し、関係書 類を添付する。

【完全生産品の場合】

産品が豪州において完全に得られた産品であることを確認 できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

【原産材料のみから生産された産品の場合】

すべての一次材料(※)が豪州の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロ一図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

(※)一次材料:産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

【実質的変更基準を満たす産品の場合】

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

口. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産(一次)材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、 生産内容証明書等

明細書に添付する書類(例)

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

総部品表 (材料一覧表)

品名:ワイン (750ml)

品番:000

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	ぶどう (カベルネソービニョン)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
2	ぶどう (メルロー)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
3	ぶどう (シラー)	豪州 (クイーンズランド州)	08.06		
4	酸化防止剤	米国	28.32		

(参照規定) 関税法基本通達68-5-11の4(2)ロ

(認定輸出者による)原産地申告

輸出国発給当局が認定した輸出者が、インボイス等の商業書類に特定の原産地申告文を記載することで作成した原産地申告を輸入者が輸入国税関に提出することで、原産品であることを証明する制度。(関税法基本通達 68-5-11の2)

日スイスEPA

"The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (産品の原産地(Switzerland)) preferential origin."

日メキシコEPA

"The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Mexico-Japan EPA."

日ペルー EPA

"The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of (産品の原産地(Peru)) preferential origin under Peru-Japan EPA.

(場所及び日付*)"

原則これらの文言通りに記載されていること。 手書きは不可。 英語で記載されていること。 (*)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

証拠書類の提出時期

原產地証明書等(※):輸入申告時

(関税法第68条、関税法施行令第61条第4項)

ただし、次の場合には原則として2か月以内の適当な期間、 原産地証明書等の提出猶予の取扱いが可能

- 災害その他やむを得ない理由がある場合
- 許可前引取(BP)を行う場合 (関税法基本通達68-5-15, 16)

特例申告に係る貨物は、原産地証明書等及び運送要件証明書の提出の省略が可能

- 保存義務あり
- 取得期限は特例申告時まで

(提出免除:関税法基本通達67-3-4, 68-5-1、保存義務:関税法施行令第4条の12)

運送要件証明書:輸入申告時

(関税法第68条、関税法施行令第61条第8項)

証拠書類の提出免除

原産地証明書等:

課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号イ)

輸入国が提出を免除する貨物

*一般特恵における「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品」(明らか物品)に該当する物品。EPA特恵に関しては具体的な産品の指定はない。 なお、「明らか物品」に該当する物品であっても、EPA特恵税率を適用する場合は原産地証明書を提出する必要がある。

運送要件証明書:

課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号口)

その他

原産地証明書等の有効期限:発給から1年間

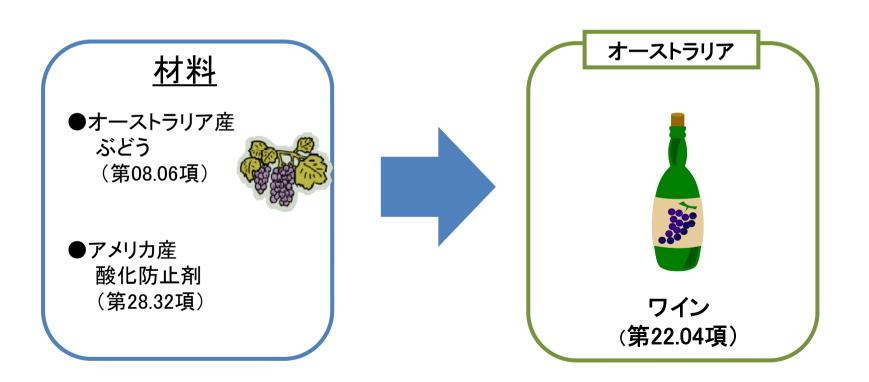
(関税法施行令第61条第5項)

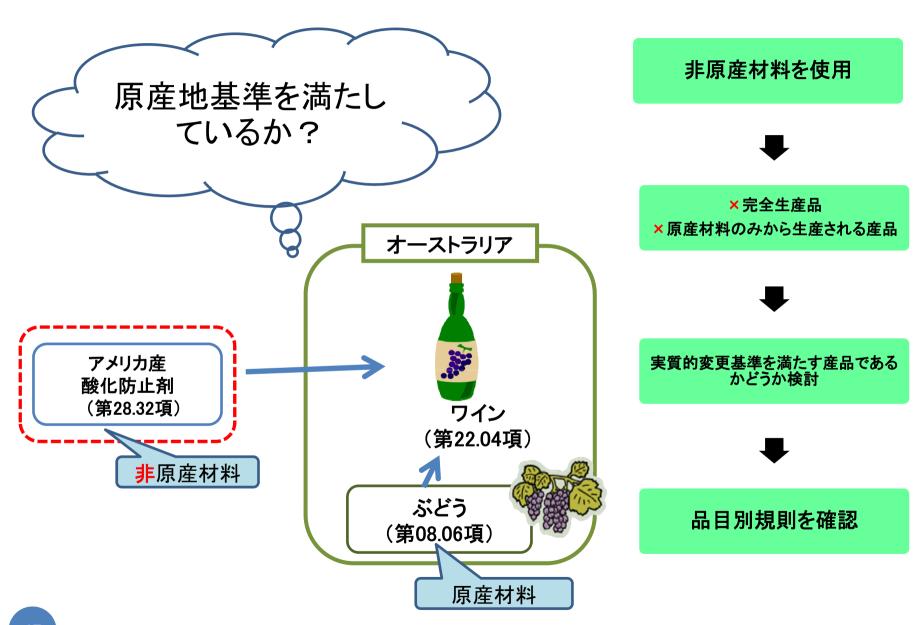
対象となる輸入:1回限り

(関税法基本通達68-5-11(2)二)

- 5. 原産地認定のケーススタディ
 - (1) ワイン(日オーストラリアEPA)
 - (2) 冷凍シュリンプ(日インドEPA)
 - (3) ペットフード(日タイEPA)
 - (4) シーフードソース(日アセアンEPA)

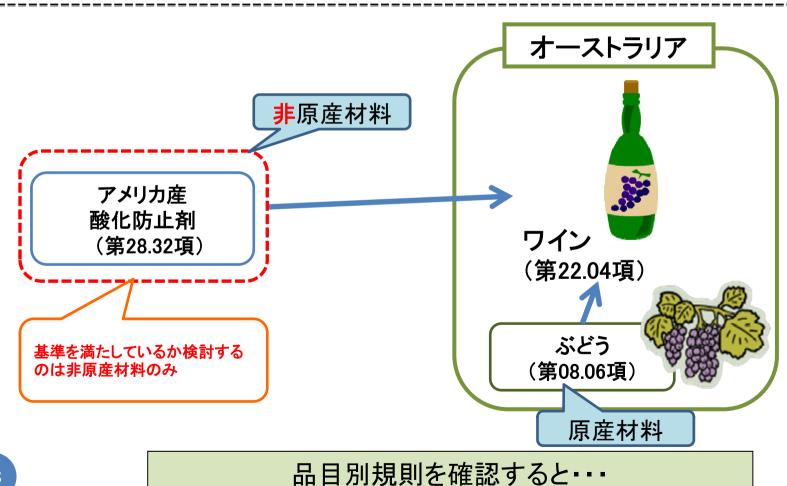
下記の材料を使用し、オーストラリアで生産するワイン (HS22.04)は、日オーストラリアEPA上のオーストラリア原産品と認められるか?



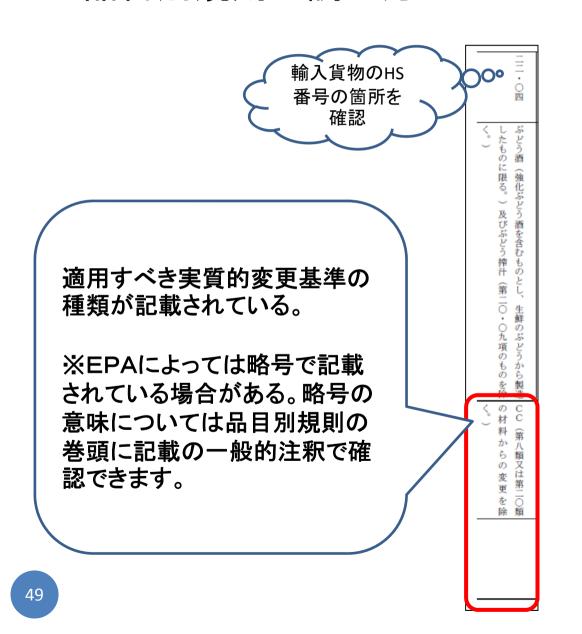


日オーストラリアEPA第3・4条 非原産材料を使用して生産される産品

- 1 第3·2条(c)の規定の適用上、産品は、附属書2(品目別規則)に定める適用可能な品目別規則に合致する場合には、締約国の原産品とする。
- 2 1の規定の適用上、使用された材料について関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていることを求める規則は、<u>非原産材料についてのみ適用</u>する。



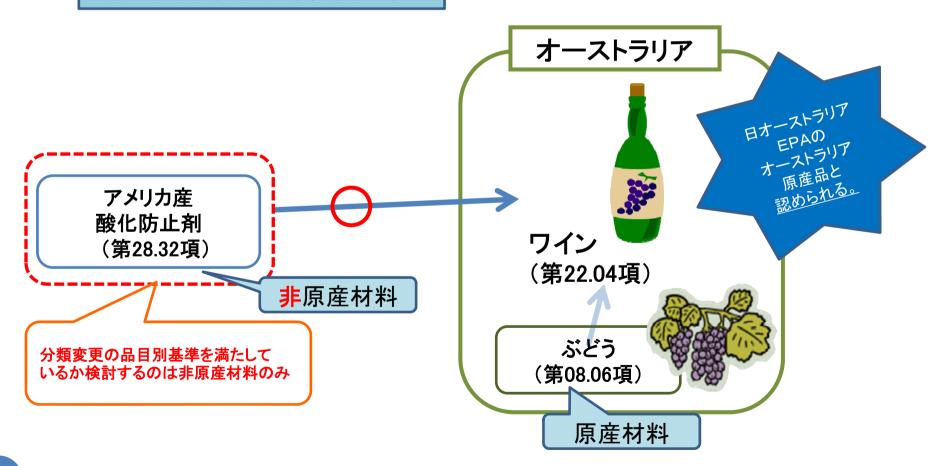
※品目別規則の調べ方について



附属書ニ (第三章 E P (原産地規則) 関係) 品目別規則

日オーストラリアEPA品目別規則 第22.04項: CC (第8類又は第20類からの変更を除く。)

類の変更(関税分類変更基準)



参 考 ワイン(第2204.21項)に係る規則の比較

特恵	品目別規則	特恵設定
シンガポール	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	非護許
メキシコ	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	護許
マレーシア	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	非護許
チリ	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	護許
91	類変更	非護許
インドネシア	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	非護許
ブルネイ	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	非護許
アセアン	類変更	非護許
フィリピン	類変更	非護許
スイス	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	護許
ベトナム	類変更	非護許
インド	完全生産品	非護許
ペルー	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	護許
オーストラリア	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	護許
モンゴル	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	一部護許
GSP	第8類、第20類又は第22類に該当する物品以外からの製造	LDC讓許

インドで冷凍シュリンプ(調味不十分なもの)(HS0306.17)を生産するが、日インドEPA上のインド原産品と認められるか?

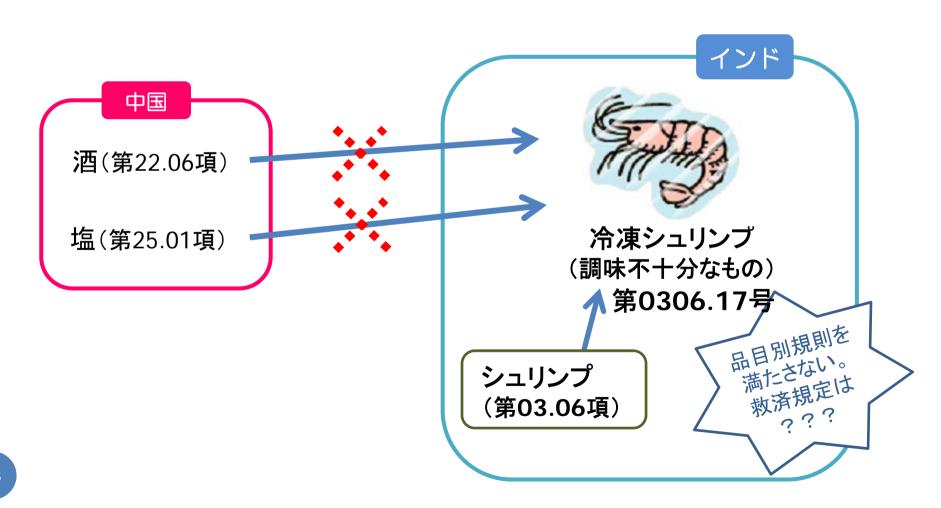
材料

- ●インド産シュリンプ (第03.06項)
- ●中国産塩 (第25.01項)
- ●中国産酒 (第22.06項)



日インドEPA品目別規則 第03.06項:

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締 約国において完全に得られるものであること。



再掲

僅少の非原産材料

関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅 かなものなら無視しようという考え方

日タイEPA 第2103.20号 品目別規則

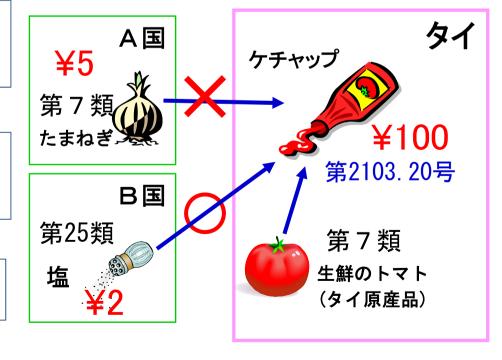
他の類の材料からの変更 (第7類又は第20類の材料からの変更を除く)

非原産材料の玉ねぎ(第7類)が品目別規 則を満たしていないことから、製品はタイ の原産品と認められない。

たまねぎの価額はトマトケチャップの価額 の5% ← 日タイEPAの場合、7%以下 なら僅少の非原産材料の規定が適用可能

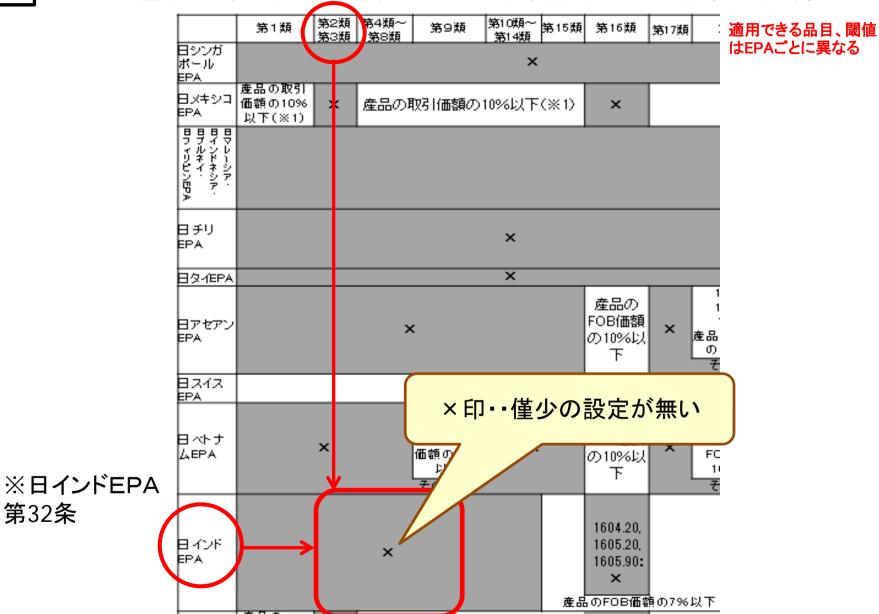
製品は日タイEPA上のタイ原産品と認

めることが可能となる。



※原産地証明書に「DMI」の記載が必要

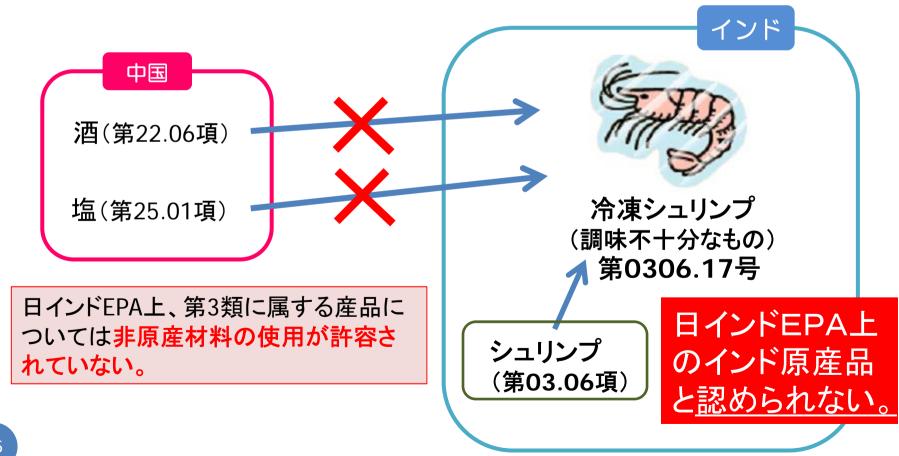
主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表(抜粋) 参考



第32条

日インドEPA品目別規則 第03.06項:

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締 約国において完全に得られるものであること。

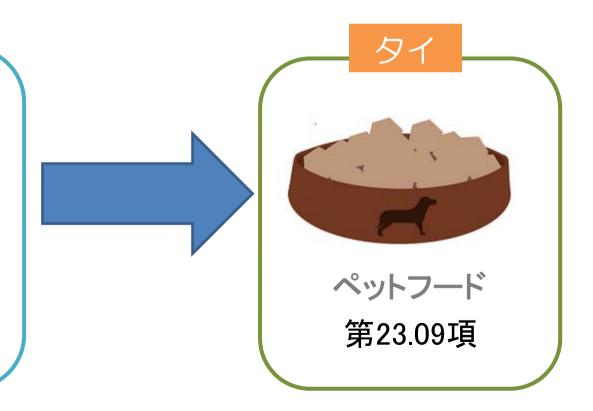


5. 原産地認定のケーススタディ (3) ペットフード(日タイEPA)

下記の材料を使用し、タイで生産するペットフード(HS23.09)は、日タイEPA上のタイ原産品と認められるか?

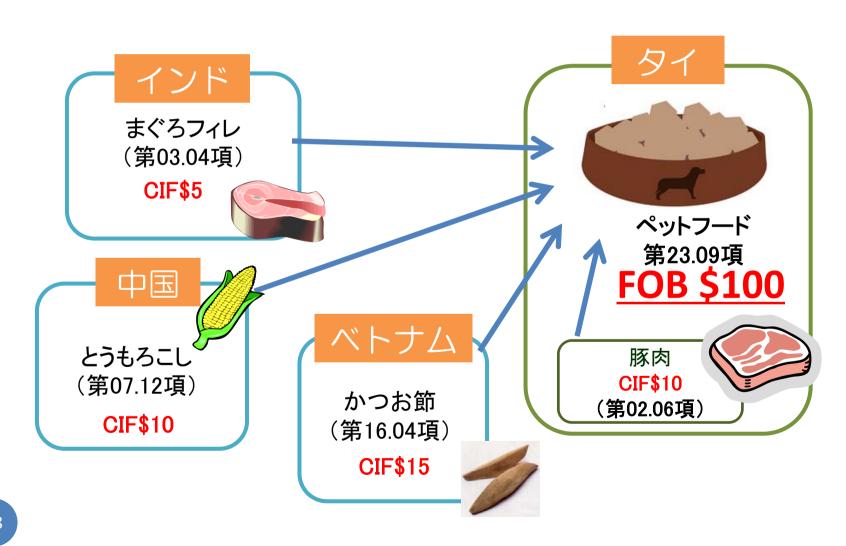
材料

- ●タイ産 豚肉 (第02.06項)
- ●インド産 まぐろフィレ (第03.04項)
- ●中国産 とうもろこし (第07.12項)
- ●ベトナム産 かつお節 (第16.04項)

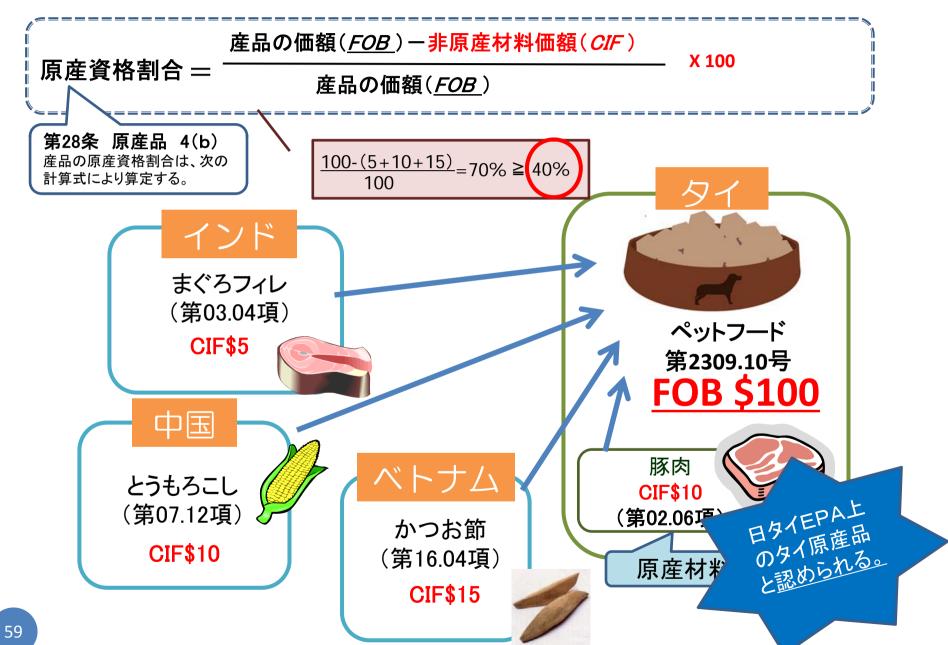


5. 原産地認定のケーススタディ (3) ペットフード(日タイEPA)

日タイEPA品目別規則 第23.09項: 原産資格割合が40%以上であること 付加価値基準 (第23.09項への関税分類の変更を必要としない。)



5. 原産地認定のケーススタディ (3) ペットフード(日タイEPA)

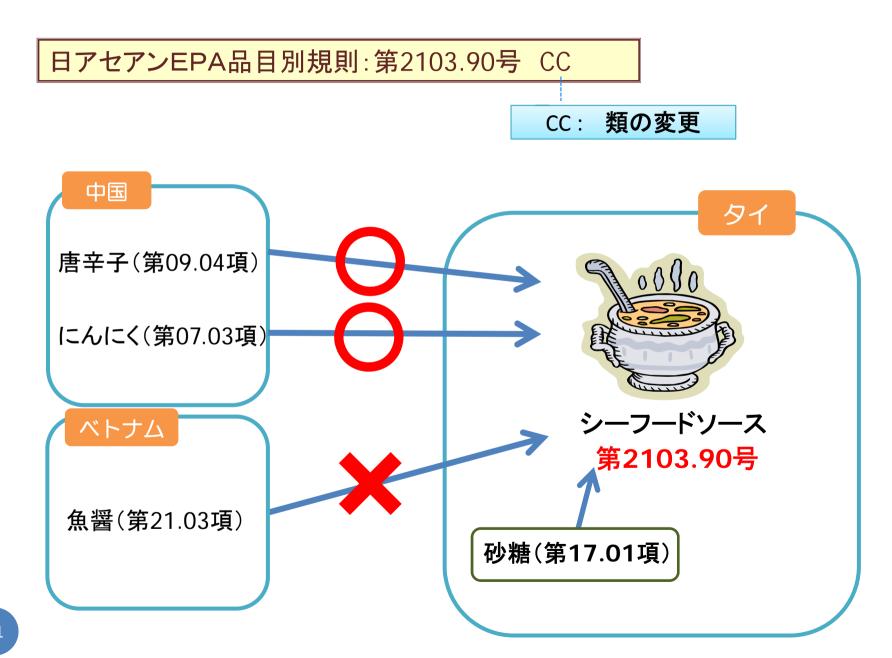


タイでシーフードソース(第2103.90号)を生産するが、日アセアン EPA上のタイ原産品と認められるか?

材料

- ●タイ産砂糖
 - (第17.01項)
- ●中国産唐辛子 (第09.04項)
- ●中国産にんにく (第07.03項)
- ●ベトナム産魚醤 (第21.03項)





再揭

累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日タイEPA 第2009.11号-第2009.49号 品目別規則

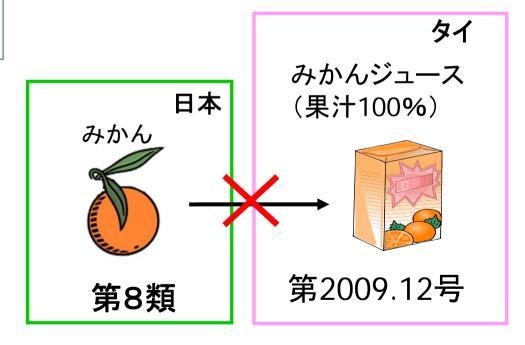
第2009.11号から第2009.49号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第8類の材料からの変更を除く)

非原産材料のみかん(第8類)が<u>品目</u> 別規則を満たしていない 製品はタイの原産品とは認められない。



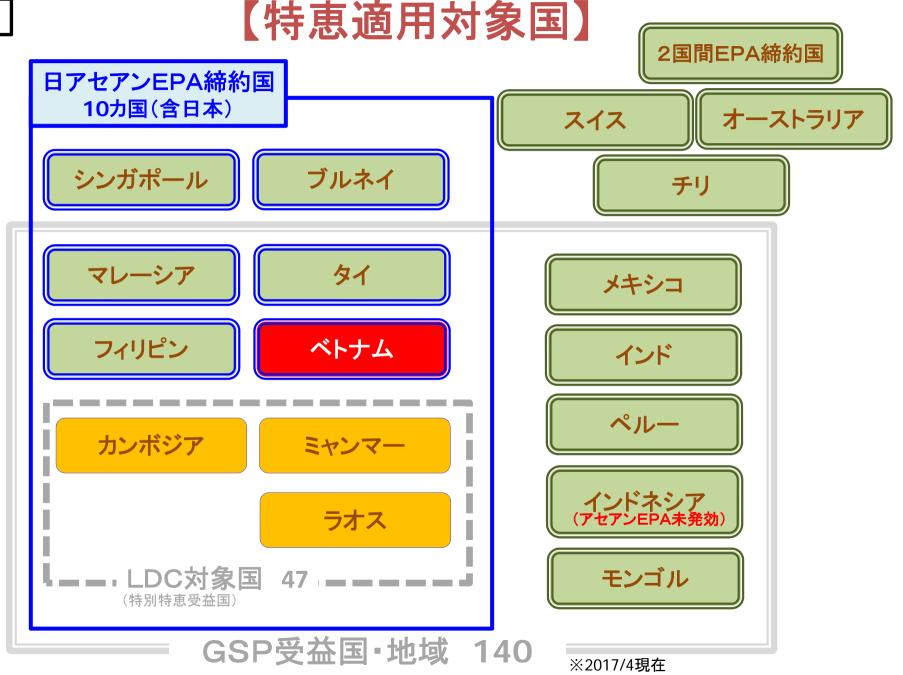
みかんが日本の原産品の場合、累積の考え方を適用して、日タイEPA上のタイ原産材料とみなす。ことが可能となり、その結果、製品はタイの原産品と認められる。

タイ原産品の資格を獲得し易いという 大きなメリットがある。

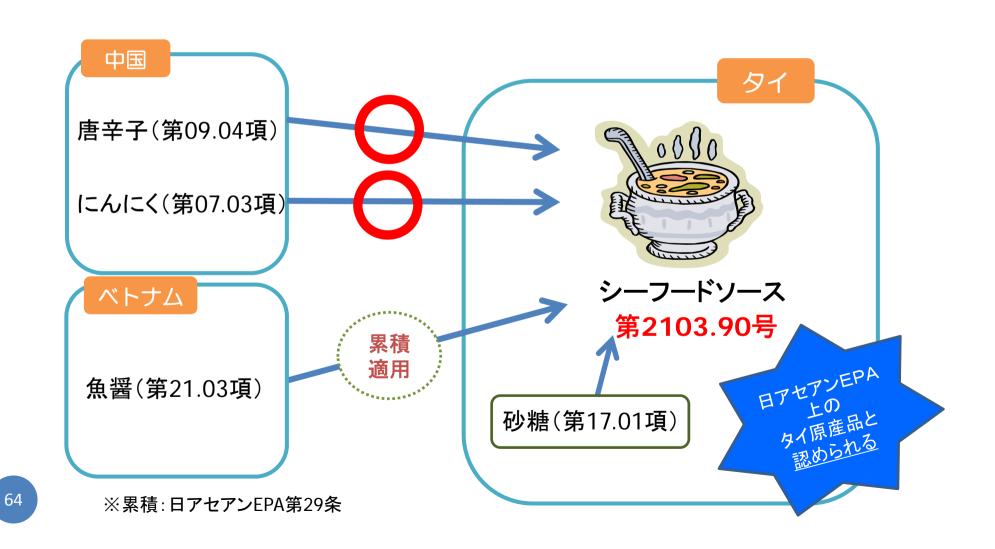


※原産地証明書に「ACU」の記載が必要

参考



日アセアンEPA品目別規則:第2103.90号 CC



特恵税率適用非違事例

- マレーシアからカカオマス(第1803.10号)を輸入。日マレーシアEPA原産地証明書を取得の上、特恵税率を適用し申告した。
- 使用しているカカオ豆の産地を輸出者に確認したところ、全てアフリカ産の豆を使用しているとの回答を得た。
- 日マレーシアEPA品目別規則
 - 1803.10

他の項の材料からの変更

(非原産材料である第18.01項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重量が、産品の重量の50%以上である場合に限る。)

・ 全てアフリカ産の豆を使用した場合は、品目別規則を満たさないので、貨物は 日マレーシアEPA上のマレーシア原産品とは認められない。

輸入者の皆様へ

輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、

原産地認定 についての

「文書による事前教示」 をご利用ください



輸入を予定している貨物の<u>原産地</u>を税関に文書で照会し、文書で回答を受けることができる制度で、

- ●事前に一般特恵税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができる
- ●輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- ●回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し、3年間尊重される などのメリットがあります。
- ◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》
 - ・税関ホームページ(http://www.customs.go.jp)からダウンロードできます。
 - ・トップページのピックアップ中「■税関手続きの案内 **□**税関様式及び記載要領」 →「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。
 - 原産地については、事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」
- ◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19-2をご参照ください。》
 - ・税関ホームページ(<u>http://www.customs.go.jp</u>)からご覧になれます。



原産地規則の理解を深めて頂くために・・・

- 東京税関業務部総括原産地調査官 部門は、原産地規則を説明する講 師(税関職員)を派遣します(全 国を対象)。
- ご関心がありましたらお気軽にお 問い合わせください。



無料

原産地規則を説明する講師を派遣します

現在、我が国では15の国・地域との経済連携協定(EPA)が発効しています。さらに、2016年2月にはTPP(環太平洋経済連携協定)が署名され、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)、日 EUEPA、日中韓 FTAなどの広域 FTA の交渉が進められており、EPA の重要度がますます高まっています。

東京税関業務部総括原産地調査官部門では、EPA/FTA税率を利用した 輸入に不可欠な原産地規則の理解を深めて頂くため、各種業界団体の皆 様が開催する説明会や研修会に税関職員を講師として派遣しております。 ご希望がございましたら、まずはお気軽にご相談下さい。

- ▶ 説明内容 原産地規則の概要やケーススタディ 等
- 講師 東京税関業務部総括原産地調査官部門職員
- 費用 講演料、交通費等の負担は一切不要です。 ※ただし、会場やスライド等の機材などは主催者側でご準備下さい。 また、申し込み多数の場合、ご要望に添えない場合もございます。
- 場 所 貴団体の所在地等(ご相談下さい。)

お問い合わせは!

東京税関業務部総括原産地調査官部門 TEL 03-3599-6612、FAX 03-3599-6429 E-mail tyo-gyomu-origin@customs.go.jp

ご不明の点があれば・・・

• ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関又は貨物を輸入申告する 税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会下さい。

税関事前教示メールアドレス、連絡先、FAX番号一覧							
税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号				
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429				
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291				
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187				
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362				
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184				
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397				
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580				
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872				
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390				

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る文書による事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。

ご清聴ありがとうございました。

G.

本資料の利用についての注意事項

本資料を著作権法上認められている「私的利用」の範囲を超えて複製・転載する場合には、下記までご連絡をお願いします。

東京税関業務部総括原産地調査官 TEL 03-3599-6612

本資料は、東京税関業務部総括原産地調査官において、作成日現在の法令に基づき作成しております。法令・制度等についての最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。